

令和8年度
札幌雪学習プロジェクト
運営業務

提案説明書

令和8年5月

札幌市建設局雪対策室事業課

令和8年度札幌雪学習プロジェクト運営業務 提案説明書

1 業務名

令和8年度札幌雪学習プロジェクト運営業務

2 本説明書の趣旨

本説明書は、札幌市が実施する「令和8年度札幌雪学習プロジェクト運営業務」の契約候補者を選定するために実施する公募型企画競争に関して、必要な事項を定めるものである。

3 業務の目的

札幌雪学習プロジェクトは、市内の小学生を対象として、「雪」をたのしんだり、「雪」を克服したりする活動を通して、冬の暮らしに関心を持ち、除雪などに対する意識が浸透することを目指し、札幌市雪対策室が事務局となり、札幌市教育委員会や小学校教諭、中学校教諭、各区土木センター、専門家らにより、平成27年度から様々な取り組みを行っているものである。

本業務は、札幌雪学習プロジェクト検討会の運営、小学校教諭による研究授業の支援、研究授業の実施にあたり小学校教諭が作成した学習指導案や写真素材等を学習教材（ツール）としてセット化した学習パッケージの作成、ニューズレター「雪学習NEWS」の編集、小学6年生向けの資料の編集、学習資料「大雪と共生する200万都市さっぽろ」と教師用指導書の編集を行うものである。

4 業務の内容

予定する業務内容は以下のとおりである。業務の遂行にあたっては、過年度の業務内容を理解して臨むとともに、複数年継続して実施している事業であることを十分踏まえること。

(1) 雪学習プロジェクト検討会の運営

プロジェクト検討会議の開催は3回を予定する。

プロジェクトメンバーのメーリングリスト等の連絡体制の構築、会議資料の作成、会場確保、会議開催の準備・後片付け、会議結果の取りまとめを行うとともに、今後の活動内容に関する提案を行う。

(2) 研究授業の支援

プロジェクトチーム等の教諭が実施する研究授業は3回を予定する。

学習指導案や学習教材に使用するデータ提供等の支援を行う。また、研究授業に参加し記録等を行う。そのほか、研究授業の実施に伴い、委員が学会等の場で発表する際には、発表資料作成の支援を行う。

(3) 雪学習パッケージの作成

雪学習パッケージの作成は3回を予定する。

(2)で実施した研究授業の支援にあたりプロジェクトチーム等の教諭により作成された学習指導案や学習教材について、他の小学校教諭も共通に使用できるように修正・編集し、学習教材（ツール）としてセット化した学習パッケージを作成する。また、GIGAスクール向けコンテンツとして動画を作成する（動画は2～3本程度とする）。学習パッケージは、ホームページで公開するものであるため、ダウンロードしやすい構成、体裁とする。

(4) ニュースレターの編集

ニュースレターの発行は6回を予定する。

ニュースレター「雪学習NEWS」は、札幌市の全小学校教諭を対象に、札幌の冬についての話題や知識などの情報を提供するものである。本業務では、プロジェクトチームにより執筆された原稿の取りまとめ、雪に関する内容の執筆、イラスト作成やデザイン・レイアウトの構成を行う（印刷は委託者において別途行う。基本構成はA4カラー両面1枚とする。ただし6回のうち1～2回程度、特別号としてA3カラー両面1枚程度のものを発行する可能性がある）。

(5) 小学6年生（社会科）向けの資料の編集

小学6年生の社会科「ともに生きる暮らしと政治」の雪を題材としたオリジナル単元テストについて、雪学習プロジェクトとの調整と編集を行う。

(6) 小学6年生社会科学習資料（副読本）および教師用指導書の編集

小学6年生社会科学習資料（副読本）「大雪と共生する200万都市さっぽろ」および教師用指導書について、雪学習プロジェクトとの調整と編集を行う。

(7) 小学6年生社会科学習資料（副読本）のデジタルツールの編集

小学6年生社会科学習資料（副読本）のデジタルツールについて、(6)の編集を踏まえた上で、雪学習プロジェクトとの調整と編集を行う。

(8) 雪学習に関する授業等の実施校拡大に向けた方策提案

より多くの小学校に雪学習に関する授業等の実施を促すための方策を提案する。

(9) 報告書の作成

報告書（A4版および電子データ）及び必要に応じて補足資料等を作成し提出する。

5 提案の上限額

本業務の委託費は12,375,000円以内（税込）とする。

6 履行期間

契約書に示す着手の日から令和9年3月23日（火）まで。

7 企画提案書の作成

本業務の遂行能力を判定するために、以下を参照して企画提案書を作成し、「9 一般事項（提出方法等）」により提出を求めるものである。

(1) 企画提案書の様式

冊子形態（A4判・縦・左綴じ）とする。書体、写真、挿絵等の使用等については自由とする。なお、公正な審査を期するため、提案者を特定できるもの（社名・ロゴ・個人名等）を記載してはならない。なお、文字サイズは10ポイント以上とする。

(2) 企画提案書の内容

ア 趣意書：提出する企画案についての趣意書（1ページ）を作成する

イ 企画案：業務内容の全てを網羅したものであること。本業務の目的を達成するための業務執行体制（担当技術者の関連業務経験を記載すること）、重要と考える取組や効率的または効果的と考える業務執行方法等、また、長期的視点における事業の進め方やスケジュール等も提案すること。

また「5提案の上限額」の範囲内とする積算及び業種別の参考見積を提案すること。

なお、上記は(1)企画提案書の書式に準じて作成し、同じ綴りとする。

(3) 既存資料の供与及び閲覧

参加者が要求するもので閲覧が可能な資料は、下記14の連絡先において、閲覧に供する。

8 参加者の資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 企画提案書の提出期限において、札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日財政局理事決裁、令和8年3月16日最近改正）の規定に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 札幌市における令和8年～令和11年度札幌市競争入札参加資格者名簿において、業種が「大分類：建設関連サービス業」、「中分類：建設関連調査サービス業」または「大分類：一般サービス業」、「中分類：情報サービス、研究・調査企画サービス業」に登録されている者であること。
- (6) 札幌市における令和8年～令和11年度札幌市競争入札参加資格者名簿における本店又は支店等の所在地が札幌市内であること。

9 一般事項（提出方法等）

(1) 提出書類

【 正本 】 1部

- ア 参加意向申出書（別添様式1）
（添付書類）競争参加資格認定通知書の写し
- イ 企画提案書（作成方法は「7 企画提案書の作成」を参照）
- ウ 企画提案書の電子媒体（CD又はDVD）

【 副本 】 9部

上記イの企画提案書の写し

(2) 提出方法及び提出先

持参又は郵送により、下記に提出すること。

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目（札幌市役所本庁舎8階北側）

札幌市建設局土木部雪対策室事業課

電話：011-211-2662 FAX：011-218-5141

(3) 提出期限

令和8年6月2日（火）12時必着。なお、郵送の場合は特定記録によること。

※ 持参による提出は、月曜日から金曜日（祝日を除く）の9時～17時

(4) 著作権等に関する事項

ア 企画提案書の著作権は、それぞれの参加者に帰属する。

イ 札幌市が本件企画競争の実施に必要と認めるときは、企画提案書等を札幌市が使用することを許諾するものとする（必要な改変、書類の複製を含む）。なお、当該使用に当たっては、札幌市は無償で使用できるものとする。

ウ 標記業務に係る役務契約の履行にあたり、本件企画競争に参加し、契約候補者として選定され、かつ当該契約を締結した者は、企画提案書等を札幌市が使用することを許諾するものとする（必要な改変、書類の複製を含む）。なお、当該使用に当たっては、札幌市は無償で使用できるものとする。

エ 参加者は、札幌市に対し、参加者が企画提案書を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。

オ 企画提案書の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、参加者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ札幌市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

カ 提出された企画提案書その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号）に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

(5) その他

ア 企画提案は、参加者の資格要件を満たす1事業者当たり1件とする。

イ 企画提案に係る一切の経費は、参加者の負担とする。

ウ 提出された企画提案書等は返却しない。

エ 企画提案書等提出後の訂正、追加、再提出は認めない。

10 質疑一般事項（提出方法等）

(1) 提出方法

本件企画競争に対する質問は、質問票（別添様式3）により、要旨を簡潔にまとめ、下記14の連絡先まで持参又はFAX等により提出すること。

(2) 質問の受付期限

令和8年5月26日（火）16時必着

※ 持参による提出は、月曜日から金曜日（祝日を除く）の9時～17時

(3) 回答方法

質問に対する回答は、随時下記ホームページに掲載する。

https://www.city.sapporo.jp/kensetsu/yuki/jigyosha/yukigakushu_r08.html

11 審査方法及びスケジュール

(1) 企画提案の審査

企画提案は、関係機関及び札幌市の関係部局の職員等からなる「令和8年度札幌雪学習プロジェクト運營業務企画競争実施委員会」（以下「委員会」）において審査し、総合的に優れた能力を有すると認められた者を契約候補者として選定する。

ア 一次審査

提案書類の審査事務を円滑に進める目的から、下記イの最終審査（ヒアリング審査）の前段において、有効な提案書類をもとに評価し、上位と評価された者を、下記イの最終審査（ヒアリング審査）対象者として選定する。

(ア) 一次審査通過の企画提案は3者とする。ただし、審査対象者が5者以下にあっては、一次審査を省略し、最終審査（ヒアリング審査）に移行する。この場合は、提案者全員に別途連絡する。

(イ) 一次審査の結果については、結果判明後、速やかに参加者全員に通知する。

(ウ) 上記5の上限額を超える提案については、一次審査を行わずに契約候補者から除外する。

イ 最終審査

一次審査通過者に対して、非公開のプレゼンテーションにより審査を行う。

(ア) 出席者は1件当たり3名以内とし、説明者は企画提案書記載の担当技術者とする。

(イ) プレゼンテーションは、30分程度（説明20分・質疑10分）とする。

(ウ) 説明については、提出済みの書類について行うこととし、その他の資料等の配布は認めない。

(エ) 実施場所及び時間等については、対象者に別途通知する。

(2) 審査項目及び審査基準

審査は、次表に示す審査項目による総合点数方式とする。また、委員会委員の評価の合計点数が高い順に、下記12に示す契約候補者とする。ただし、評価の合計点数が満点の6割に満たないとき、その他委員会が契約の相手方としてふさわしくないと判断したときは、契約候補者としなない。

なお、企画提案者が1者であっても、企画提案の内容の審査を行い優れていると判断された場合、契約候補者として選定する。

[審査基準]

項目	審査基準	配点	一次審査	二次審査
業務の実施方針	当該業務に対する考え方や取組方針等について、業務の目的・内容を十分に理解したものであり、効果的かつ実現性の高いものであるか。	25	○	○
実施体制	業務実施体制について、妥当であり、専門性が高い担当技術者を配置したものであるか。	15	○	○
札幌雪学習プロジェクトの運営方法	体制、スケジュール、各会議の会議内容について、妥当かつ具体的なものであるか。	10	○	○
学習パッケージ、ニュースレター、小学6年生向け資料、小学6年生社会科学習資料および教師用指導書の編集	各種作成物を小学校教諭が効果的に活用できるための工夫が考慮されたものであるか。	25	○	○
雪学習に関する授業等の実施校拡大に向けた方策提案	より多くの小学校に雪学習に関する授業等を実施してもらうための具体的な提案がされているか。	15	○	○
対応力（二次審査のみ）	実施委員からの質問や意見に対して、的確・迅速に回答するなどの対応力があるか。	10		○
合 計			90	100

(3) 審査結果の通知

審査結果判明後（6月中旬予定）、速やかに参加者全員に通知する。

(4) 非選定理由に関する事項

契約候補者に選定されなかった者は、非選定理由開示請求書（別添様式2）により、非選定理由について説明を求めることができる。

（提出方法） 非選定理由開示請求書（様式第2号）を、下記14の連絡先まで持参又は郵送により提出すること。

※ 持参による提出は、月曜日から金曜日（祝日を除く）の9時～17時

（受付期限） 通知した日の翌日から起算して7日目の17時必着。なお、郵送の場合は特定記録によること。

12 契約候補者との役務契約の条件

- (1) 札幌市は、本件企画競争の審査結果により選定された契約候補者と協議を行い、審査における委員会の委員の評価の合計点数が最も高かった者（以下「最優秀者」という。）と協議を行い、協議が整ったときは予算措置の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約にて当該業務の実施に係る役務契約を締結することを原則とする。
- (2) 最優秀者との協議が不調に終わった場合には、審査における評価の上位の者から順に協議を行い、協議が整ったときは予算措置の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約にて当該業務の実施に係る役務契約を締結することを原則とする。
- (3) 企画競争の性質上、当該契約に当たり、企画提案内容（参考見積内容を含む。）をもって、そのまま契約するとは限らない。（具体的な契約内容及び委託費の額は、契約候補者と札幌市との協議を通じて決定するものとする。）
- (4) 企画提案に当たって虚偽の記載及び申告等、不正とみなされる行為を行った場合並びに評価の合計点数が満点の6割に満たないとき、その他選定委員会が契約の相手方としてふさわしくないと判断したときは、契約の相手方とはしない。
- (5) 契約締結時点で、地方自治法施行令第167条の4に該当した場合、入札参加資格停止措置を受けた場合又は暴力団関係者となった場合には、契約を締結しない場合がある。

13 参考図書

過年度の取組の概要など、企画提案書の作成に必要な資料は、下記14の場所にて閲覧可能（貸出及び複写は不可）。閲覧を希望する場合は、事前に連絡の上、閲覧日時の調整を行うこと。ただし、閲覧は、令和8年5月8日（金）9時から令和8年6月1日（月）17時までとする。

14 連絡先

札幌市建設局土木部雪対策室事業課

（〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎8階北側）

電話 011-211-2662 Fax 011-218-5141

E-mail: yukijigyo@city.sapporo.jp

令和8年（2026年） 月 日

（あて先）札幌市長

住 所：

社 名：

印

代表者名：

「令和8年度札幌雪学習プロジェクト運営業務に係る企画競争」
参加意向申出書

「令和8年度札幌雪学習プロジェクト運営業務に係る企画競争」に参加いたします。ついでには、下記の参加資格要件すべてに該当することを申し出ます。

記

- 1 令和8年～令和11年度札幌市競争入札参加資格者名簿において業種が「大分類：建設関連サービス業」、「中分類：建設関連調査サービス業」または「大分類：一般サービス業」、「中分類：情報サービス、研究・調査企画サービス業」に登録されている者
- 2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- 3 企画提案書の提出期限において、札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日財政局理事決裁、令和8年3月16日最近改正）の規定に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと
- 4 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等、経営状態が著しく不健全な者でないこと
- 5 札幌市内に本店又は支店等の所在地を有していること

令和8年（2026年） 月 日

（あて先）札幌市長

住 所：

社 名：

代表者名：

印

非選定理由 開示請求書

「令和8年度札幌雪学習プロジェクト運営業務」の企画競争において、当社が契約候補者として選定されなかった理由を開示くださるよう、請求いたします。

連絡先 部 署 名：

担 当 名：

TEL/FAX：

E-mail：

令和8年（2026年） 月 日

宛先：札幌市建設局土木部雪対策室事業課
〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
FAX：011-218-5141
E-mail：yukijigyo@city.sapporo.jp

住 所：
社 名：
代表者名：

印

「令和8年度札幌雪学習プロジェクト運営業務」
企画競争に関する質問書

下記について質問いたしますので、ご回答ください。

担当者 部 署 名：
担 当 名：
TEL/FAX：
E-mail：